

## 建築の専門家が文京区の防災対策、復興まちづくり等を支援するための協定

文京区（以下「甲」という。）、一般社団法人東京都建築士事務所協会文京支部（以下「乙」という。）、社団法人日本建築家協会関東甲信越支部文京地域会（以下「丙」という。）及び社団法人東京建築士会文京支部（以下「丁」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、平常時及び文京区内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等の防災対策、復興まちづくり等に関する乙、丙及び丁の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 乙、丙及び丁は、平常時において、甲からの要請があったときは、次に掲げる事項について積極的に協力するものとする。

- (1) 建築物の耐震化の推進
- (2) 復興まちづくりの検討
- (3) その他甲より要請された事項

2 乙、丙及び丁は、災害が発生した場合において、甲からの要請があったときは、次に掲げる事項について積極的に協力するものとする。

- (1) 建築物の応急危険度判定
- (2) 建築相談
- (3) 復興施策
- (4) その他甲より要請された事項

### （要請）

第3条 甲は、乙、丙及び丁に前条の協力を要請するときは、業務内容、日時、その他必要事項を明らかにしなければならない。

### （費用負担）

第4条 乙、丙及び丁が資機材等の提供に要する費用（以下「実費用」という。）は、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

2 乙、丙及び丁は、協力終了後、甲の認定を受けて実費用を甲に請求するものとする。

(従事者の災害補償)

第5条 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和41年7月文京区条例第16号)第2条の応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、同条例の規定に基づき、甲が補償する。

(平常時からの連携)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、平常時からこの協定の効果的な運用を図るため、定例的な情報交換体制の整備及び訓練等の実施等連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

(協定内容有効期間と見直し)

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とし、有効期間の満了する1箇月前までに甲乙丙丁いずれもこの協定の廃止又は見直しの意思表示が無い場合は、引き続き1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

甲、乙、丙及び丁は、本協定書を4通作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成24年11月12日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲

文京区

代表者 文京区長

成澤 廣修

東京都江戸川区西瑞江四丁目1番5号

乙

一般社団法人東京都建築士事務所協会文京支部

代表者 支部長

小佐田 吾郎

東京都文京区関口一丁目43番5号

丙

社団法人日本建築家協会関東甲信越支部文京地域会

代表者 代表

野生 司義光

東京都文京区湯島一丁目2番12号

丁

社団法人東京建築士会文京支部

代表者 支部長

栗生 明